

事業所名

放課後等デイサービス ほしのたね

支援プログラム（参考様式）

作成日

2026 年

2 月

25 日

法人（事業所）理念		障害のある子どもの『可能性の発掘と確認』『社会参加と平等』を実現するため、「その子どもが本来持っている力を見つけ、育て、社会に発信する」を事業理念に各種連携機関等を通じて事業運営を行います。						
支援方針		事業所は、利用児童が日常生活における基本的生活動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応できるとともに、将来において進学や就労に円滑に移行できるように、当該利用児童の障害・特性の状況及びその背景にある環境等の要素に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練・療育を実施する。 事業所は、利用児童及び保護者（以下「利用者等」という）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った支援の提供に努める。 支援の実施にあたっては、児童福祉法（以下「法」という）及び都道府県、区市町村の関係法令等を遵守するものとする。 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。						
営業時間		14 時	0 分から	17 時	0 分まで	送迎実施の有無	あり	なし
		支 援 内 容						
本人支援	健康・生活	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康状態の維持・改善 ● 健康的な生活習慣や生活リズムの形成・定着 ● 基本的生活動作・スキルの習得 ● 生活におけるマネジメントスキルの育成 定型とされる発達曲線と比較した時に生じる「どうしてもできないの？」という発達の差異や疑問を叱責ではなく、「どうしてもできるようになるだろうか？」というできない理由（解決課題）で捉え、要因の発見、解消に努めます。						
	運動・感覚	<ul style="list-style-type: none"> ● 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ● 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 ● 身体の移動能力の向上 ● 保有する感覚の活用 ● 感覚の特性への対応 微細運動や粗大運動それぞれに課題を細分化し、できることの確認を重ねながら、その組み合わせによって習得する「新しくできるようになった」という動き（感覚統合）を促します。						
	認知・行動	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知の特性についての理解と対応 ● 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 ● 行動障害への予防及び対応等 支援者視点（主観）での支援ではなく、利用児童の視点での認知・行動の特性への配慮を徹底します。「〇〇であるべき」という決めつけや強要をすることなく、当該利用児童が理解・納得できるように指示・指導・提案し、外部環境との差異を解消できるよう支援します。						
	言語 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーションの基礎的能力の向上 ● 言語の受容と表出 ● コミュニケーション手段の選択と活用 ● 状況に応じたコミュニケーション コミュニケーションにおける最大のツールは「言葉」であるものの、言葉の理解や語彙の未熟などに配慮し、ジェスチャーや絵カードなどの個別の表現方法への理解に努める。暴力や暴言等の問題行動を表面的な部分だけを見て問題視するのではなく、その背景になにがあるのか、別の表現方法で代替できないのか？を当該利用児童と共に考え、根本的な部分からの改善と成長へとつなげます。						

	人間関係 社会性	<ul style="list-style-type: none"> ● 情緒の安定 ● 他者との関わり（人間関係）の形成 ● 遊びを通じた社会性の発達 ● 自己の理解と行動の調整 ● 仲間づくりと集団への参加 <p>ソーシャルスキルの習得・向上を図ります。『私』と『あなた』という関係性だけでなく、『友人』『先生・生徒』『先輩・後輩』という属性や『協力』『利害』『対立』といった集団で発生する可能性のある課題に対しても「自分も」「相手も」尊重できる選択ができるような SST等の支援プログラムを実施します。</p>		
	家族支援	利用児童及びその家族（以下「利用者等」という）が安心して子育てを行うことができるようにライフステージに応じた支援体制を確保します。日々の活動や家庭での様子を共有できるように、送迎時に様子の伝達、連絡帳やサービス提供記録、LINEといったツールを用い、密な連携・情報共有を行います。	移行支援	高校2年・3年を対象に自立支援プログラムを提供。就労継続支援B型事業所との連携の中で就労体験を経て当該利用児童が社会で自立して生活できるよう準備・支援します。
	地域支援・地域連携	必要に応じて相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携に努めます。就労継続支援事業所との連携の中で利用者等の将来に対する不安を和らげ必要な情報を提供します。	職員の質の向上	常勤、非常勤共に事業所内研修、外部研修に参加。 事業所内：虐待防止研修、安全運転講習 外部研修：サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者研修（予定）
	土曜日等学校休業日：レクリエーション活動や調理プログラムを提供 夏休み等長期学校休業日：地域の史跡等への外出学習プログラムを提供。季節に応じたイベントの企画など、			